登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第六（一）、十五、二十三号	株式会社先進知財総合研究所	東京本社 東京都港区芝四丁目４番１０号 関西支社 京都府京都市中京区車屋町通御池上る梅屋町３６１番１

○国土交通省告示第三百六十八号

鳴門地標航空灯台について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月七日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　航空灯台　鳴門地標航空灯台
三　航空灯火の位置及び所在地　北緯三十四度九分五十六秒　東経百三十四度三十三分十九秒　徳島県鳴門市大麻町姫田久保の内十三番の二
四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十八年運輸省告示第五百八十七号を参照。）
四　運用時間中「二十時四十五分」を「二十一時四十五分」に変更した。
五　変更した事項に係る航空灯台の供用開始期日　平成二十三年五月五日

○国土交通省告示第三百六十九号

福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月七日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福岡空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　福岡空港内及びその周辺　福岡県福岡市
四　変更した事項
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路警戒灯の項の次に次のように追加した。

中間待機位置灯	発光ダイオード、航空黄の不動光	航空黄最大五十カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路内

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年五月五日

○国土交通省告示第三百七十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月七日　　国土交通大臣　大畠　章宏

第二項の表松江ＶＯＲの項を削り、同表美保ＶＯＲの項及び出雲ＶＯＲの項中「平成22年12月16日から平成23年４月６日まで供用休止」を「平成23年４月７日から供用再開」に改め、同表雲州ＤＭＥの項を削る。

第三項の表美保タカンの項中「平成22年12月16日から平成23年４月６日まで供用休止」を「平成23年４月７日から供用再開」に改める。

第五項の表松江ＤＭＥの項を削り、同表出雲ＤＭＥの項中「平成22年12月16日から平成23年４月６日まで供用休止」を「平成23年４月７日から供用再開」に改め、同表雲州ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場及び改造修理認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月七日　　国土交通大臣　大畠　章宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ABB Turbo Systems Ltd.	CH—5401 Baden, Switzerland	排気タービン過給機	平成23年3月20日から平成28年3月19日まで

○海上保安庁告示第八十五号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、音戸瀬戸付近海域における橋梁架設作業の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十三年四月七日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

音戸瀬戸付近海域における橋梁架設作業の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
第一号から第四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第五号から第八号までに掲げる地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域 一　北緯三四度一一分五八秒東経一三二度三二分一六秒 二　北緯三四度一二分二秒東経一三二度三二分一七秒 三　北緯三四度一二分一秒東経一三二度三二分二四秒 四　北緯三四度一一分五九秒東経一三二度三二分二五秒 五　北緯三四度一一分五三秒東経一三二度三二分一六秒 六　北緯三四度一一分五二秒東経一三二度三二分一八秒 七　北緯三四度一一分五一秒東経一三二度三二分一九秒 八　北緯三四度一一分五一秒東経一三二度三二分二二秒	平成二十三年四月二十四日午前五時三十分から午後二時三十分まで、同月二十五日午前五時三十分から午後二時三十分まで（第一予備日）、同月二十六日午前五時三十分から午後二時三十分まで（第二予備日）、同月二十七日午前五時三十分から午後二時三十分まで（第三予備日）、同月二十九日午前五時三十分から午後二時三十分まで（第四予備日）、同月三十日午前五時三十分から午後二時三十分まで（第五予備日）及び同月十一日午前五時三十分から午後二時三十分まで（第六予備日）のうち橋梁架設作業が行われている間	上欄に掲げる海域における橋梁架設作業に従事する船舶以外の船舶